

二二三
緊急事態区分とEVAについ

緊急事態区分における措置の概要	
緊急事態区分における基準を採用した当面の E A L	緊急事態区分における措置の概要
原子力規制委員会初動マニュアル中の特別警戒事象を採用	緊急事態区分における措置の概要
①原子力施設等立地府県※1において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ②原子力施設等立地府県※1において、大津波警報が発令※2された場合 ③東海地震注意情報が発表された場合※3 ④原子力規制の審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等※4 ⑤その他原子力規制委員会原子力規制委員長が原子炉を事故警戒本部の設置が必要と判断した場合	緊急事態区分における措置の概要

	<p><u>原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用（一部事象については、原災法10条より変更）</u></p> <p>①原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができる。</p> <p>②原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失。</p> <p>③全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能。</p> <p>④原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達。</p> <p>⑤原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失。</p> <p>⑥原子炉を冷却する全ての機能が喪失。</p> <p>⑦全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続。</p> <p>⑧炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知。</p> <p>⑨原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知。</p> <p>⑩残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続。</p> <p>⑪原子炉制御室等の使用不能。</p> <p>⑫照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下。</p> <p>⑬敷地境界の空間放射線量率5μSv/hが10分以上継続。 ※5</p>
全面緊急事態	

- P A Z 内の住民避難実施等の住民防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始し、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。
- ※ 1 北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、神奈川県、静岡県、新潟県、石川県、福井県、大阪府、岡山県、鳥取県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県。ただし、北海道については、後志総合振興局管内に限る。上蔚原については、鳥取県も岡山県と同等の扱いとする。また、鹿児島県においては、薩摩川内市（飯島列島を含む）より南に位置する島嶼を除く。
- ※ 2 施設が津波の発生地域から内陸側となる、大阪府、岡山県及び北海道太平洋沖に発令された場合を除く。
- ※ 3 中部電力株式会社浜岡原子力発電所を警戒事態の対象とする。
- ※ 4 想定される具体例は次のとおり。
- ・非常用母線への交流電源が1系統のみ。たとえば、原子炉の運転において、受電している非常用高压母線への交流電源の供給が1つの電源になつた状態
 - ・原子炉の運転中に非常用直流電源が1系統になつた場合
 - ・1次冷却材中のよう素濃度が所定の値を超えた場合
 - ・原子炉水位有効燃料長上端未満
 - ・自然災害により以下の状況となつた場合
 - ー プラントの設計基準を超える事象
 - ー 長期間にわたり原子力施設への侵入が困難になること
- ※ 5 落雷及び明らかに当該原子力施設以外の施設による放射性物質の影響がある場合は除く。

○ I しと防護措置について

		基準の概要		初期設定値※1		防護措置の概要	
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	数時間内を中途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)			
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm ※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm ※4 [1ヶ月後の値] (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。			
	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	1日内を中途に区域を特定し、地域生産物の採取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。			
	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※6 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	数日内を中途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。			
飲食物摂取制限※9	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7 放射性ヨウ素 放射性セシウム ブルニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 ウラン	飲料水 牛乳・乳製品 300Bq/kg 200Bq/kg 1Bq/kg 20Bq/kg	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 2,000Bq/kg※8 500Bq/kg 10Bq/kg 100Bq/kg	1週間内を中途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき採取制限を迅速に実施。	

防護措置実施のフローの一例

